

原議保存期間 10年
(平成26年12月31日まで保存)

警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁規発第43号
平成16年6月29日
警察庁交通局交通規制課長

駐車場法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について

駐車場法施行令の一部を改正する政令については、本日閣議決定され、7月2日に公布、同日から施行される予定である。今回の改正の経緯、改正後の駐車場法施行令(以下「新令」という。)の解釈及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 駐車場法施行令の改正の経緯

- (1) 現在、一定規模以上の大規模な路外駐車場の設置に当たっては、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第7条の規定により、円滑かつ安全な道路交通の確保の観点から、その出入口を交差点の側端から5m以内に設置することはできず、また、出口と入口は10m以上離すこととされている。
- (2) これに関し、平成14年12月12日、総合規制改革会議から内閣総理大臣に対し、「規制改革の推進に関する第2次答申」がなされ、その答申内容を反映した「規制改革推進3か年計画」が平成15年3月28日に閣議決定されたが、その中に、安全かつ円滑な道路交通が確保されると認められる場合には、同令の駐車場の出入口に関する規定について柔軟な対応が可能となるよう規定の弾力化を検討すべきことが盛り込まれた。これを受けて、関係省庁において検討の上、同令の一部を改正し、駐車場の出入口に係る構造の基準を緩和することとしたものである。
- (3) 改正の具体的内容は、次のとおりである(別添「駐車場法施行令の一部を改正する政令要綱」、「駐車場法施行令の一部を改正する政令」、「理由」、「駐車場法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文」、「駐車場法施行令の一部を改正する政令参照条文」参照)。
 - ア 一定の場合は、国土交通大臣の認定を受けて、交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分に路外駐車場の自動車の出口又は入口を設けることができるものとする。この場合において、国土交通大臣は、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と事前協議が必要。
 - イ 一定の場合は、路外駐車場の自動車の出口と入口とを分離した構造とする等の基準を適用しないものとする。

2 新令の解釈

新令の解釈は、次のとおりである。

なお、本件については、国土交通省と協議済みである。

- (1) 新令第7条第2項の「(当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又は

その部分に該当するものを除く。)」により、例えば、交差点の側端から5メートル以内の道路の部分と踏切が重複するような場合には、従前のとおり、当該道路の部分に自動車の出口又は入口を設けてはならないこと。

- (2) 新令第7条第2項の「必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により」とは、交通整理を行わない場合においても国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めることがあり得る趣旨であること(したがって、必ず都道府県公安委員会が信号機を設置して交通整理を行わなければならないわけではない。)
- (3) 新令第7条第2項第1号イの「交差点」とは、道路交通法第2条第1項第5号に規定する交差点をいうこと。
- (4) 新令第7条第3項の「関係ある・・・都道府県公安委員会」とは、自動車の出口又は入口の設置に係る交差点及びその付近を管轄するすべての都道府県公安委員会をいうこと。
- (5) 新令第7条第3項の規定による「協議」を行った結果、合意が得られなかった場合には、自動車の出口又は入口を当該道路の部分に設けてはならないこと。
- (6) 新令第7条第5項の「縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているとき」とは、工作物により物理的に往復の方向別の交通が交錯することができないときをいうこと。

3 運用上の留意事項

- (1) 新令第7条第2項第1号イに掲げる「交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分」とは、丁字交差点の側端(別添図1参照)又は十字交差点を成す道路の一端(5m以内のものに限る。)が路外駐車場の車路と接続している部分(別添図2参照)を想定したものである。また、このような形態の駐車場の出入口について国土交通大臣から協議を受けた場合であっても、当該交差点及びその付近における交通管理上の支障の有無について十分に検討する必要があるので留意すること。
- (2) 交通管理上必要と認められる場合には、路外駐車場の自動車の出口から交差点に進行する車両について、信号機を設置して交通整理を行うこと。ただし、当該出口から交差点に進行する車両について信号機を設置して交通整理を行おうとする場合は、道路交通法上の道路に停止線を設けることが必要になることに留意すること。
- (3) 中央帯が設けられている道路が片側の車道で他の道路と交差して丁字交差点を成している場合における反対側の車道の部分(別添図3参照)については、それぞれの道路を通行する車両が交錯せず、道路交通法第2条第1項第5号に規定する交差点に当たらないと解されることから、新令第7条第1項の規定による出入口設置禁止の対象外であるため、路外駐車場の自動車の出口又は入口を設置することができることに留意すること。

駐車場法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 路外駐車場の出口及び入口に係る構造の基準の緩和

一 国土交通大臣の認定を受けて、交差点の側端等に路外駐車場の出口又は入口を設けることができるものとする。

二 一定の場合は、路外駐車場の出口と入口を分離した構造とする等の基準を適用しないものとする。

(第七条関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)

駐車場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第二項を次のように改める。

自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。

- 一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分
- 二 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分
- 三 小学校、盲学校、聾^{ろう}学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当

該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）

四 橋

五 幅員が六メートル未満の道路

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号に掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

第七条第三項中「あらかじめ、」の下に「自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては」を加え、同条第四項中「少い」を「少ない」に改め、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。

第七条第七項中「附近」を「付近」に改め、同条第八項中「前四項」を「第四項から前項まで」に、「附近」を「付近」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

駐車場の整備を促進するため、路外駐車場の出口及びび入口に係る構造の基準を緩和する必要があるからである。

駐車場法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文

駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第七条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、次に掲げる道路又はその部分に設けてはならない。</p> <p>一 道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分</p> <p>二 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分</p> <p>三 小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から二十メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の部分を含む。）</p>	<p>（自動車の出口及び入口）</p> <p>第七条 自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第二条第一号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）は、道路交通法第四十四条各号に掲げる道路の部分、横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から五メートル以内の道路の部分、小学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園若しくは児童館の出入口から二十メートル以内の道路の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右二十メートル以内の道路の部分を含む。）、橋、幅員が六メートル未満の道路又は縦断勾配が十パーセントを超える道路に設けてはならない。</p>

四 橋

五 幅員が六メートル未満の道路

六 縦断勾配が十パーセントを超える道路

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分（当該道路又はその部分以外の同項各号に掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。）に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

一 前項第一号に掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから五メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

二 橋

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第一号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、自動車の出口又は入口を道路交通法第四十四条第一号に掲げる道路の部分（トンネルに限る。）又は橋に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 路外駐車場の前面道路が二以上ある場合においては、自動車の出口及び入口は、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けなければならない。ただし、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき、その他特別の理由があるときは、この限りでない。

5 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならぬ。ただし、縁石線又はさくその他これに類する工作物により当該出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない。

6 (略)

7 自動車の出口付近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならぬ。

8 第四項から前項までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

5 自動車の駐車の用に供する部分の面積が六千平方メートル以上の路外駐車場にあつては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて十メートル以上としなければならぬ。

6 (略)

7 自動車の出口付近の構造は、当該出口から二メートル後退した自動車の車路の中心線上一・四メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ六十度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにしなければならぬ。

8 前四項の規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口（出口付近を含む。）又は入口については、適用しない。

駐車場法施行令の一部を改正する政令参照条文

駐車場法（昭和三十二年法律第六号）（抄）

（構造及び設備の基準）

第十一条 路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上であるものの構造及び設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

道路交通法（昭和三十五年法律百五号）（抄）

（停車及び駐車を禁止する場所）

第四十四条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に五メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分

図 1 交差点の側端

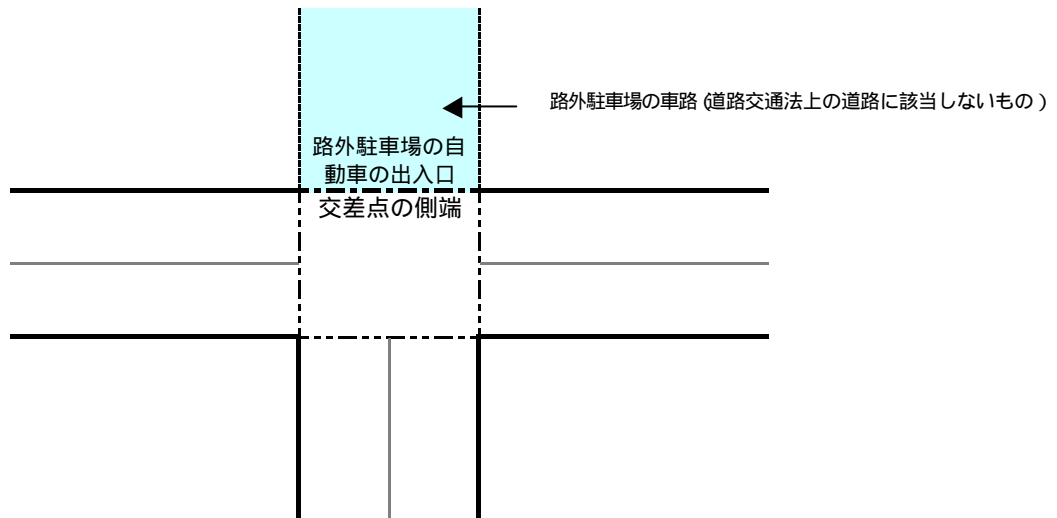


図 2 交差点の側端から 5メートル以内の道路の部分

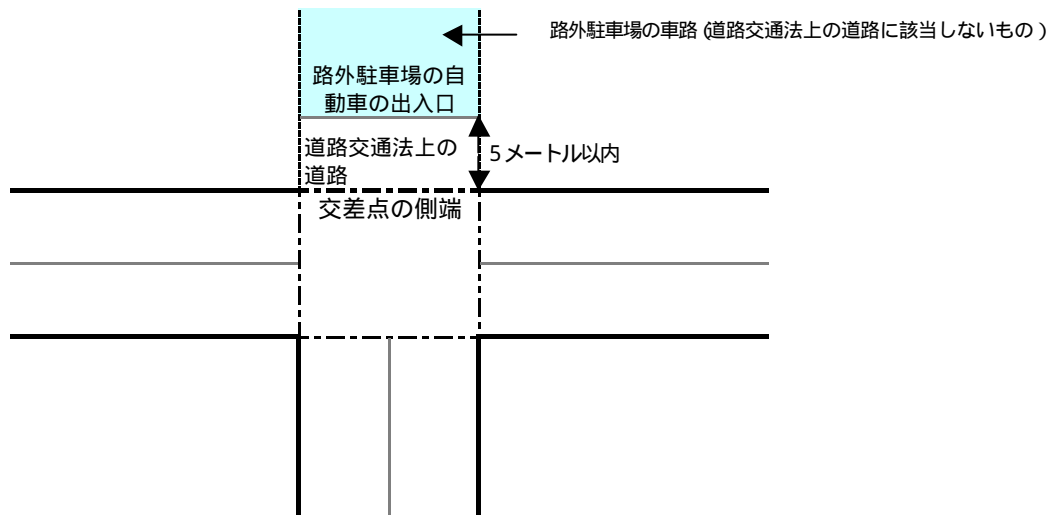


図 3 中央帯のある丁字交差点

